

南九州市訓令第6号

「広報南九州」製作プロポーザル審査委員会設置規程を次のように定める。

令和8年9月24日

南九州市長 塗 木 弘 幸

「広報南九州」製作プロポーザル審査委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の広報紙である「広報南九州」を発行するに当たって、プロポーザル方式により契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、「広報南九州」製作プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長はみらい創生課長をもって充てる。

3 委員は、市長が命ずる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。